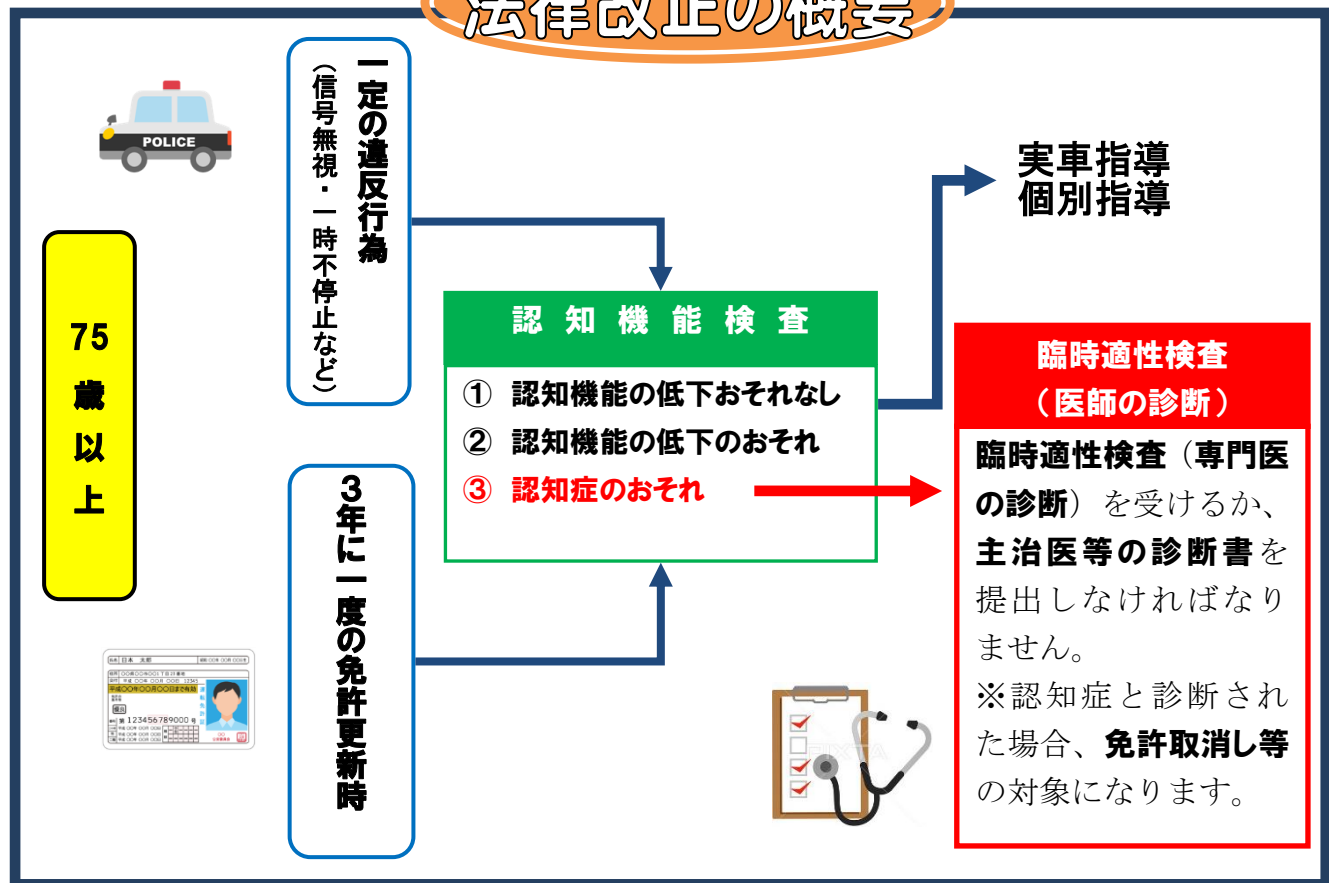


高齢者運転免許の診断

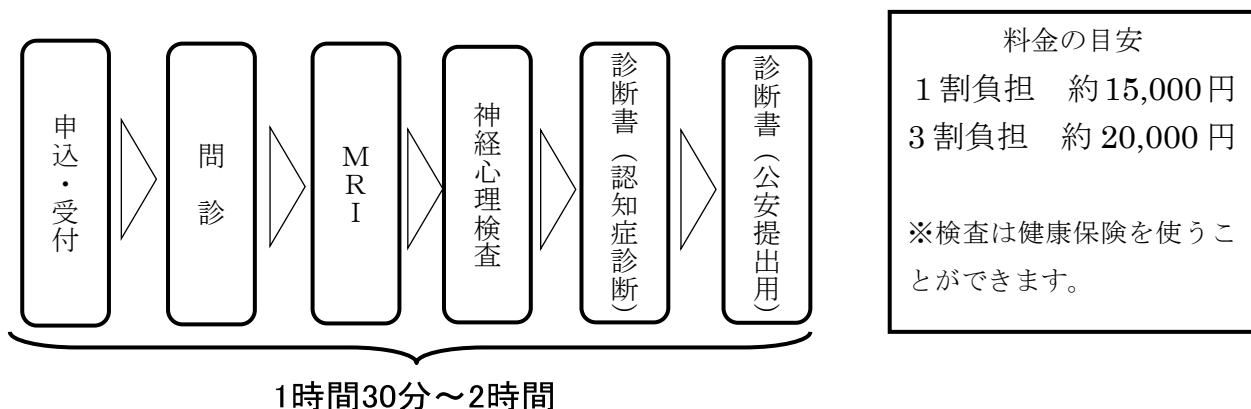
平成 29 年 3 月 12 日に道路交通法が改正されました。以前からも「認知症」の診断を受けた方は自動車運転ができないこととなっておりました。今回の改正ではより”認知症のおそれ”のある方は医師の診断書提出が義務付けられ、その結果によって運転免許の更新ができないようになりました。

法律改正の概要



ももはクリニック石坂では①認知症専門医が在籍しており、②認知症の診断や、③自動車

運転に必要な検査(注意力や認知能力などの)をする事ができます。



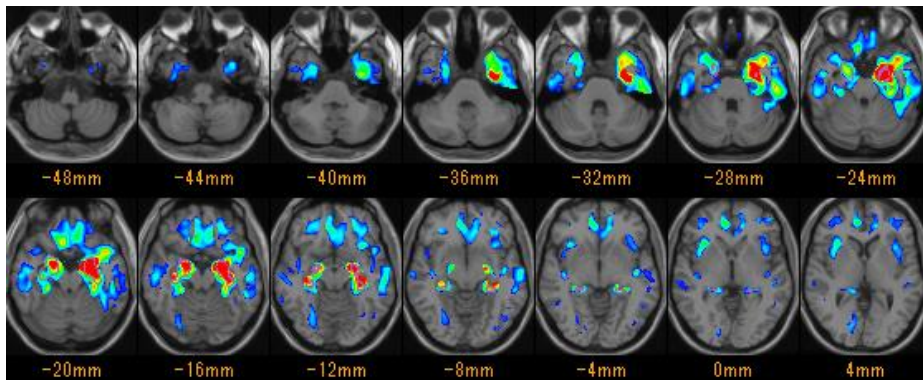
Q;どんな検査をするの？

→自動車の運転は、多くの情報を瞬時に認識・記憶・判断し次の行動に移す高度な能力を要求されます。そのために必要な認知機能や注意機能、視空間機能が備わっているかを検査し、総合的に判断します。

MRI 脳の形態に異常がないかを画像で調べます。



VSRAD MRI の画像を利用して脳に萎縮があるかどうか、萎縮があるのであればどこの部分が縮んでいるかを自動解析にします。



神経心理検査

日常生活や自動車運転、注意力、記憶力、理解力、空間認識などに問題がないかを対話を交えて検査します。



・ MMSE	認知機能検査
・ TMT-A・B	実行・注意機能検査
・ SDMT	視空間認知機能検査

お問い合わせ

ももはクリニック石坂

(脳神経外科・整形外科・内科・リハビリテーション科・認知症相談)

〒417-0862 富士市石坂 420 番地の 1

電話：0545-22-0800 FAX：0545-22-6567